

個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、当会活動における名簿管理に係る個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における各用語の定義は、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）」及び関係各省庁の個人情報保護に関するガイドラインによるものとする。

(適用)

第3条 本規程は、奈良県防災士会の会員に適用する。

(個人情報の安全管理に係る基本方針)

第4条 当会における個人情報の適法かつ適正な取扱いを確保するため、個人情報の安全管理に係る基本方針を定める。

2. 個人情報の安全管理に係る基本方針は、当会の理事・役員・事務局員に周知するとともに、当会のホームページへの掲載にて公表する。

第2章 管理体制

(個人データ管理責任者)

第5条 当会は、理事長を個人情報の安全管理に係る業務遂行の総責任者（個人データ管理責任者）とする。

2. 個人データ管理責任者は、個人データを取り扱う個人データ管理者の任命及び本人確認に関する情報の管理者の任命を行い、業務を所管する。

(個人データ管理者)

第6条 個人データ管理者は、個人データの取扱い、設定、変更、状況把握、安全管理を行う。

第3章 運用

(管理原則)

第7条 個人情報および個人データは、本規程に従い適切に管理し、その重要度に応じて取得、利用、移送、保管、廃棄する。

(利用目的)

第8条 当会は、個人情報の利用目的をできる限り特定する。

2. 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱ってはならない。

(適正な取得)

第9条 直接・間接を問わず、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

2. 直接・間接を問わず、「行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で定められる個人番号を取得してはならない。
3. 第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の法の遵守状況を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定する。

(利用目的の通知・公表・明示)

第10条 当会は、個人情報の取得に際し、当会の利用目的をあらかじめ公表している場合を除きその利用目的を本人に通知する。

2. 当会は、書面により個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に対し当会の利用目的を明示する。ただし、個人情報保護法第18条2項に定められている場合を除く。
3. 正会員・賛助会員の確認のため、日本防災士会本部の年会費納付状況を確認するため、日本防災士会本部に対して必要最低限の情報提供を行う。

(センシティブ情報)

第11条 センシティブ情報については、法令・諸規則に定められた場合のほか、原則として取得、利用または第三者提供を行わない。

2. 適切な業務運営を確保する必要からセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得ることとする。

(個人データの正確性の確保)

第12条 当会は、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データを正確かつ最新の内容に保つものとする。

(個人データ管理台帳)

第13条 個人データ管理責任者は、取り扱う個人データの取扱状況を確認できる手段として以下の事項を含む台帳等を整備するとともに、適宜見直しを行うものとする。

- ① 取得項目
- ② 利用目的
- ③ 保管場所・保管方法・保管期限
- ④ 管理部署
- ⑤ アクセス制限の状況

2. 個人情報および個人データの取扱部署の個人データ管理者は、本条第1項に定める台帳に関する事項を個人データ管理責任者に報告しなければならない。

(安全管理措置)

第14条 当会は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、技術的に適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じるものとする。

2. 安全管理措置は、個人データの安全管理に係る取扱規程に定めるものとする。

(漏えい時の対応)

第15条 理事・役員・事務局員は、個人情報または個人データの漏えい等の事故又は違反の発生あるいはそのおそれのある場合は、直ちにその旨を漏えい事案等への対応に関わる者に報告し、その指示を受けなければならない。

(第三者提供の制限、確認記録義務)

第16条 当会は、法令で定められた場合を除き、あらかじめ本人の同意を得た個人データ以外の情報を第三者へ提供を行わない。

第三者に個人データを提供したときは、提供先の氏名等、法令が定める事項の記録を作成し、一定期間保管する。

第三者から個人データの提供を受けたときは、提供者や個人データの取得経緯等を確認した記録を作成し、一定期間保管する。

(開示・訂正・利用停止)

第17条 当会は、業務に係る保有個人データに関し、個人情報保護法に基づく開示・訂正・利用停止等の求めを受けた場合は、当会の定める方法により管理責任者にその旨を連絡するものとする。

2. 業務に係る個人データに関し、個人情報保護法に基づかない一般的な問い合わせ等の場合は、本人確認を適切に行ったうえ回答を行うことができる。

(改廃)

第18条 本規程の改廃は、理事会の決裁において行うものとする。

<附則>

第1条 本規程は令和7年3月23日より実施する。

以 上